

## 一〇一一年度 野球規則改正

(1) 二・七六に次の文を追加する。

しかし、塁または走者に触れると同時に、あるいはその直後に、ボールを落とした場合は“触球”ではない。

野手が塁または走者に触れた後、これに続く送球動作に移つてからボールを落とした場合は、“触球”と判定される。

要するに、野手が塁または走者に触れた後、ボールを確実につかんでいたことが明らかであれば、これを落とした場合でも“触球”と判定される。

(2) 三・一五を次のように改める。

①四行目のカッコ内を次のように改める。(傍線部を改正)

試合に参加している攻撃側メンバーまたはベースコーチ、あるいはいずれかが打球または送球を守備しようとしている野手を妨害した場合、あるいは審判員を除く

②【付記】を削除し、【原注】の冒頭に次の文を追加する。

本条で除かれている攻撃側メンバーまたはベースコーチが、打球または送球を守備しようとしている野手を妨害した場合については、七・一一参照。審判員による妨害については五・〇九(b)、同(f)および六・〇八(d)、走者による妨害については七・〇八(b) 参照。

③【原注】に次の例を追加する。

例——打者が遊撃手にゴロを打ち、それを捕つた遊撃手が一塁に悪送球した。一塁ベースコーチは送球に当たるのを避けようとしてグラウンドに倒れ、悪送球を捕りに行こうとした一塁手と衝突した。打者走者は三塁にまで到達した。妨害を宣告するかどうかは審判員の判断による。コーチが妨害を避けようとしたが避けきれなかつたと判断すれば、妨害を宣告してはならない。

(3) 六・〇五(9) を追加する。

(o) 走者を除く攻撃側チームのメンバーが、打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合。(七・一一参照。走者による妨害については七・〇八b参照)

(4) 七・〇八(1)を追加する。

(1) 走者を除く攻撃側チームのメンバーが、ある走者に対して行なわれた送球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合。(七・一一参照) 走者による妨害については七・〇八b参照)

(5) 七・一一を次のように改める。

①二行目のカッコ内を「ダッグアウト内またはブルペンを含む」に改める。(傍線部を追加)

②ペナルティを削除し、本文に次の文を追加する。

走者を除く攻撃側チームのメンバーが、打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合は、ボールデッドとなつて、打者はアウトとなり、すべての走者は投球当時に占有していた塁に戻る。

走者を除く攻撃側チームのメンバーが、送球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合は、ボールデッドとなつて、そのプレイの対象であつた走者はアウトとなり、他のすべての走者は妨害発生の瞬間に占有していた塁に戻る。

(6) 八・〇二(a)(1)を次のように改める。

投手が投手板を囲む一八吋の円い場所の中での、投球する手を口または唇につけた後にボールに触れるか、投手板に触れているときに投球する手を口または唇につけること。

投手は、ボールまたは投手板に触れる前に、投球する手の指をきれいに拭かなければならない。

(7) 八・〇五ペナルティ【注一】を削除し、【注二】を【注】とする。

二〇一二年一月二十五日

以上